

ユニットプライス型 積算方式に期待する

公共工事契約システム維新の始まり

東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻

くにしま まさひこ
教授 國島 正彦

1. 工事代金支払い方法

図 1 に示すような我が国の公共工事の工事代金支払い方法が、図 2 に示すような諸外国の国際標準の工事代金支払い方法と著しく異なっているという事実関係の理解、および、その相違こそ

が、我が国の公共工事契約システムが罹患している悪性慢性病・どんぶり勘定症候群の源であるという認識は、相当に浸透し共有されつつある。

我が国の公共工事の代金支払い方法を、出来高部分払い方式とすることが、現時点において、国土交通省を始めとする公共発注者が取り組むべき最も重要な事柄であること、そして、現在の公共工事の契約システムが罹患している悪性慢性病・

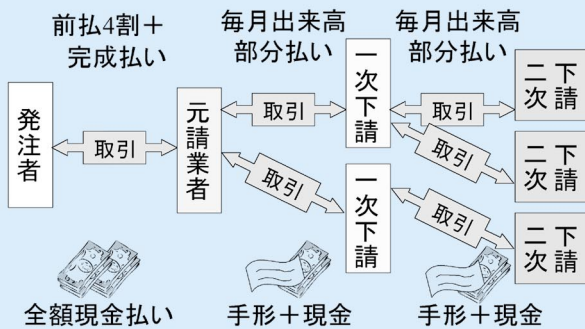


図 1 我が国の公共土木工事のマーケット

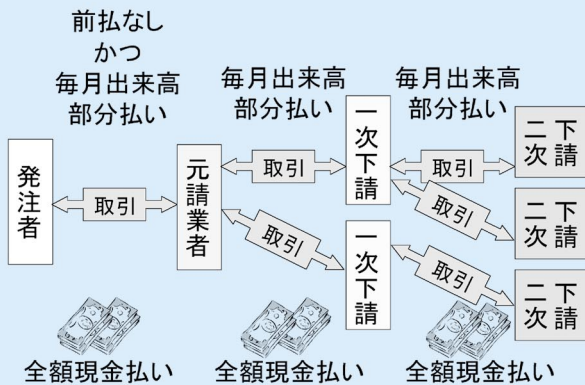


図 2 国際標準の公共土木工事のマーケット

適用諸国：日本，中華人民共和国（中小地方自治体）

適用諸国：イギリス，アメリカ，ドイツ，フランス，オランダ，スイス，オーストリア，デンマーク，ベルギー，スウェーデン，ノルウェー，シンガポール，オーストラリア，中華民国，香港，フィリピン，タイ，インド，カンボジア，ベトナム，ミャンマー，インドネシア，スリランカ，イラン，エジプト，アルジェリア，ケニア，ジンバブエ，エチオピア，コスタリカ，ボリビア，ラオス，バングラデシュ，トルコ，パプア・ニューギニア

どんぶり勘定症候群の治癒が急務であること、この理念に異を唱える人々は、昨年の1年間で大幅に減少したと思われる。

2. 難渋の日々

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日公布)の趣旨を徹底させるために、入札および契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施行の確保等を見据えて、技術と経営に優れた企業が伸びることができる建設市場を目指したさまざまな改善方策が導入されてきている。すなわち、一般競争入札、総合技術提案方式、VE、設計・施工技術の一体的活用方式(DB)、マネジメント技術活用方式(CM)、民間活力・資金活用方式(PFI)、そして、これから始まろうとしているユニットプライス型積算方式等々のパイロット事業(試行)を、国土交通省が率先して精力的に実施してきている。

しかし、筆者が聞き取り調査をした範囲内では、全国各地の地方整備局工事事務所の現場の第一線で、日々、額に汗して真摯にインフラ整備業務に取り組んでおられる公共発注者、および、元受注者の方々にとって、これらのさまざまなパイロット事業(試行)は、迷惑至極な余計なもの、霞が関の本省からの指令による仕方がないもの、したがって、嫌々でもやらざるを得ないもの、という位置づけであることが分かった。誰一人として、喜々として、新しいシステムに取り組んでいなかったのである。

1993年に起こった数々のスキャンダルに端を発した公共工事に対する世間からの不信感を払拭することおよび、我が国の健全な社会経済活動の必要不可欠な礎である社会基盤開発整備管理運営を担うインフラ整備士達が、将来にわたって生き生きと活躍できる環境を整備すること等の将来展望を見据えれば、これらのさまざまなパイロット事業(試行)が是非とも必要であり、いずれ、それ

らが標準となって本格導入されていくべきである、という雰囲気、工事事務所の第一線の方々の中で皆無であることが分かったのである。

その謎を解明し正体を暴くために、随分と時間と費用を要した。

3. 入札制度と契約制度の峻別

さまざまな調査研究の結果、これまでのパイロット事業(試行)の内容は、すべて外国製(輸入もの)である。これまでパイロット事業(試行)の内容は、ほとんどすべてのものは入札制度に関するものであり、契約制度に関するものはほとんど取り挙げられていないということを見出した。その研究成果に基づいた「入札制度と契約制度は峻別すべきである」という視点が、公共調達システムを俯瞰する眼から鱗を取り去ることになった。

現時点において、その認識の共有者は、数少ない。しかし、我が国の土木界は、烏合の衆ではない。入札制度のみの改革だけでは不十分であることに、すでに気が付き始めている。

契約制度の根幹が、工事代金の支払い方法、および、品質保証であることは論を待たない。工事請負契約における品質保証は、受注者が担うべき品質管理、および、公共発注者が担うべき受入れ検査によって構成される。

受入れ検査は、検査(品質、位置・寸法・出来形)、検収、査定(設計変更)、精算・支払いという一連の標準的過程で実施される。検査から支払いまでの一連の過程を、毎月毎月「必ず」実施(外国製・国際標準型)するか、原則として工事竣工時点で1回実施(日本型)するかは、契約制度の基本構造に関わる大問題といえる。近年の我が国の公共工事に関する社会経済情勢を分析しつつ、その利害得失を判断する時期にきていると思われる。

日本型の契約制度を温存したまま、外国製の入札制度を導入しても、入札および契約制度として

は全体としてうまく機能しないこと、現場の第一線における実務者が著しい違和感を覚えること、等は当然といえる。

国土交通省が、出来高部分払い方式の平成17年度以降の本格導入に向け、出来高確認や既済部分検査、支払業務等の効率化の検討を開始したことは画期的である。

4. 現場からの生の声

我が国の公共工事の代金支払い方法を、一刻も早く出来高部分払い方式とする、という理念を、現場の第一線の実務者の日常業務として導入・普及させるためには、解決すべき数多くの課題に取り組む必要がある。

過去数年間にわたって、国土交通省国土交通大学の総合課程技術マネジメント研修や専門課程契約研修、東京都高度建設技術研修等、ありとあらゆる機会に、公共工事の契約システムと題した講義で、ただただひたすらに、我が国の公共工事の代金支払い方法を、一刻も早く出来高部分払い方式とする必要性を説いてきた。

その折りに研修生から受領したメモ、生の声の一部を以下に示す（原文のまま）。

「契約方式を単価契約方式にするのが有効ではないか？」

「概算・標準断面発注があり、変更を前提として発注される工事になじまない」

「当初設計から高い精度が求められる」

「中小は、ついてこれられないのではないかと。特に地方部」

「……。しかし、単価契約で数量精算をする方式をとれば、幾分可能と思います」

「単年度予算管理の現状（予算の使い切り）では難しいと考える」

「現場監督の立場として、現在の業務内容の整理が必要」

「現場の中間払い内容を見直し、月払い監督検査内容の簡素化が必要」

「単年度予算の弾力的運用が必要」

「当初の契約図が標準断面で数量算出されている場合、数量や施工方法が変更となった場合、精算は変更単価とするのか？」

「出来高検査終了後の瑕疵担保はどのようになるのか？検査官の責任が大き過ぎないか？」

「総価発注方式と単価契約発注方式で考える場合、単価発注方式の方がやりやすいと思われる」

「……、単価設定、検査方法等の整備が行えるかどうかには不安を覚えます」

「請負者と契約した時に、今の総価契約による方式でなく、各工種の単価契約が必要になると思います。本当に単価契約が可能でしょうか？」

我が国の公共工事の現場の最前線で活躍しているインフラ整備士達が、いかに真面目で真摯で聡明で、そして、変化することに弱いか、ということがよく分かる。出来高部分払い方式という契約制度とするためには、入札制度の上流にある積算制度に単価（ユニットプライス）を導入する必要があることを瞬時に見抜いている。

5. 絶対の必要条件

我が国の公共工事の契約制度の根幹である工事代金支払い方法を、出来高部分払い方式とするために、ユニットプライス型積算は、絶対の必要条件の一つである。

総価契約方式を維持したまま、出来高部分払い方式が実現できるはずなど、あるわけがない。総価契約方式は、どんぶり勘定症候群の体現の一つといえるのである。

出来高部分払い方式を見据えたユニットプライス型積算の導入に伴い、予定価格を含む設計図書を作成方法も、毎月毎月の受入れ検査が厳格かつ効率的に実施できることを目指して再構築する必要がある。

6. 出来高部分払い（プログレスペイメント）の定義

公共工事における出来高部分払い（プログレスペイメント）は、契約制度の一環として、発注者と受注者が緊張感のある対等の関係で、納税者に説明責任を果たし、良質な社会資本を建設し、互いに技術向上を図り、健全な会社経営のもと、有形・無形の利益を社会に還元する、そのためのツールである。これは、全国に先駆けて出来高部分払い（プログレスペイメント）を導入してきた三重県県土整備部のインフラ整備士の最高指揮官による定義である。国が、国土交通省が、ぼやぼやしている場合ではない。

公共発注者がラーメン食ってもすぐ払わない、建設会社や建設コンサルタントが、すぐに請求できない、何もしなくても契約金額の3～4割の金を懐に入れられる、そして、毎月毎月専門工事業者へ約束手形（場合によって最近では220日サイト！）で支払うことが慣行となっている、という現在の公共工事の世界は、人倫にもとる異常な世界といえる。何もしないで3割から4割の前払金を現金で受領して恬然と恥じない姿勢を保持する建設会社は、スーパーゼネコンなどというご立派な呼ばれかたをされる資格はない。

7. そして、さらに前に進め！

再び、国土交通省高度交通大学の研修生の生の声である。（原文のまま）

「ずっと今のシステムに矛盾を感じていて、やる気が起こらなかったのですが、先生のとおりになったらきっといきいきとやれると思います。第一にやりがいがあります。毎月スリルがあるという緊張感があります。今のような年1回ではスピード社会の今、遅いです。……。「目からウロコ」と言った感です。」

「現在、現場においては、業者と主任監督官間に

において、工事の流れにもとづき、日々設計変更事項について協議し、設計変更が決定すれば、それらを蓄積し、工事の中間段階で契約変更（中間変更）している。したがって、現在も随時、変更作業をやっていることから、毎月の出来高部分払いも可能かなと思います。」

積算にかかわる社会からの疑念を払拭するために設置された公共工事積算手法評価委員会（秋本勝彦 委員長）において、「経験の積み重ねに任せていた雰囲気の高かった費用に関する事項に科学の光をあて、積算見積りを「学」として、土木工学における重要な学問分野として取り扱うべきである」との建設省建設技監（当時）藤井 治芳氏のご助言とご示唆をいただいたのは、1993年6月のことである。それから10年以上の月日を経て、ようやく、国土交通省が、ユニットプライス型積算の導入、および、国際標準の工事代金支払い方法である出来高部分払い方式の、平成17年度以降の本格導入に着手できたのである。

国土交通省 佐藤 信秋 技監、門松 武 技術審議官を始めとする中央政府の最高指揮官達の責任は重大である。

新春を迎えて、新しい公共工事の契約制度を実現するために、彼らの識見と情熱、そして、志と度胸に期待したい。

〔謝辞〕本稿を著すにあたり数多くの方々から有益なご助言とご示唆を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。特に、国土交通省国土交通大学校における研修生の皆様から賜りました現場からの生の声は、本当に勉強になりました。その内容を記述するにあたり、万一でも何かご迷惑になることがあってはならないと思考して匿名とさせていただきます。本来は、お一人お一人から個別にご了解をいただき、また、御礼申し上げるべきことと認識しておりますが、本稿の主旨をご賢察され、失礼の段、平にご容赦下さいますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。